

- ・生活保護法
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

## 医療扶助の手引

令和5年7月

旭川市福祉保険部

# 目 次

第 1	医療機関の指定等	3
1	指定医療機関制度	
2	新規指定申請手続	
3	指定の際の留意事項	
4	新規指定の申請及び指定医療機関の届出	
第 2	医療扶助の申請から決定まで	6
1	生活保護申請中の医療扶助申請	
2	生活保護受給中の医療扶助申請	
3	医療扶助の決定	
※	要否意見書の徴取について	
第 3	医療扶助の内容	10
1	医療扶助の範囲	
2	診療方針及び診療報酬	
3	調剤の給付	
第 4	診療報酬等の請求手続	11
1	診療報酬の請求	
2	診療報酬明細書等の記載上の留意事項	
3	生活保護法医療券・生活保護法調剤券	
4	診療報酬請求権の消滅時効	
第 5	医療一時扶助	13
1	治療材料の給付	
2	移送費の給付	
第 6	指定医療機関に対する指導及び検査	16
1	指定医療機関に対する指導	
2	指定医療機関に対する検査	
3	検査後の措置等	
4	医療保護施設等の取扱い	
第 7	指定医療機関へのお願い	18
1	主治医訪問	
2	頻回受診者適正受診指導	
3	医療扶助における転院を行う場合の対応	
4	180日を超えて入院している長期入院患者の取扱い	

- 5 向精神薬の不適切な重複処方の解消
- 6 検診命令
- 7 文書料
- 8 後発医薬品の使用原則化について
- 9 他法他施策の活用

第8 中国残留邦人等に対する支援給付について ..... 22

(資料) ..... 23

- ・生活保護法（抄）
- ・生活保護法施行令（抄）
- ・生活保護法施行規則（抄）
- ・指定医療機関医療担当規程
- ・生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抄）

各種様式等は市ホームページからダウンロードすることができます。

【ホーム>くらし>健康・福祉・衛生・ペット>生活の支援>生活保護>各種様式等（医療）】

# 第1 医療機関の指定等

## 1 指定医療機関制度

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「生活保護法等」とします。）による医療扶助・医療支援給付は、旭川市長が要保護者等の診療を、指定された医療機関に委託して給付する方式をとっています。

旭川市内に所在地がある医療機関は、中核市の長である旭川市長が生活保護法等指定医療機関の指定をします。

旭川市内に所在地がある場合でも、国が開設した病院・診療所・薬局等は厚生労働大臣が指定します。

指定施術機関及び指定助産機関についても、法に定める範囲内で指定医療機関に関する規定が準用されます。指定施術機関及び指定助産機関については、「医療扶助の手引（助産・施術）」を参照ください。

## 2 新規指定申請手続

新たに指定を受けようとする医療機関は、新規指定の申請が必要です。「4 新規指定の申請及び指定医療機関の届出」を参考に申請してください。

生活保護法等により指定したときは、指定した旨の通知書（指令書）を交付するとともに、指定の告示を行います。

## 3 指定の際の留意事項

医療機関や施術機関、助産機関から指定申請があった場合は、次の留意事項に基づき指定します。

- (1) 医療機関にあつては、生活保護法第49条の2第2項各号のいずれにも該当せず、医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められるもの。
- (2) (1)のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第38条第1項の規定による指定を受けているもの。
- (3) 指定の有効期間は6年間とし、6年ごとに更新を必要とする。ただし、保険医療機関や保険薬局であつて、指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者のみ又は同一世帯に属する配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から前3月までの間に別段の届出がないときは、更新の申請があつたものとみなすものであること。
- (4) 留意事項については、施術機関及び助産機関についても法の定める範囲内で準用されるが、指定の有効期間は定めず更新は要しないものとする。

## 4 新規指定の申請及び指定医療機関の届出

- (1) 新規指定の申請及び指定医療機関の届出の簡素化について

病院、診療所、歯科、調剤薬局は、生活保護法施行規則等の一部を改正する省令（令和

5年7月1日施行)により、地方厚生局に保険医療機関等に関する届出(指定申請書,更新申請書,変更届,廃止届,休止届,再開届,辞退届)を行うと同時に生活保護法指定医療機関に関する届出を行うことができるようになりました。

訪問看護ステーション,指定施術機関は,従前のとおり,直接旭川市(生活支援課医療介護係)への届出が必要です。

(2) 申請及び各種届出の提出書類一覧

申請及び届出を要する事項	所定用紙
① 新規指定の申請をする場合 (病院,診療所,歯科,薬局,訪問看護ステーション)	指定申請書 誓約書
① 新規指定の申請をする場合 (施術者)	指定申請書 誓約書 免許証の写し
① 指定の更新を受ける場合	更新申請書
① 譲渡,個人⇔法人の変更,法人種類の変更等により開設者が変更した場合 ② 病院⇔診療所の規模変更があった場合 ③ 指定医療機関の所在地が変更した場合	指定申請書 廃止届
① 指定医療機関等の名称を変更した場合 ② 指定医療機関等の所在地が地番整理等により変更された場合 ※ 法人の代表者の変更については届出不要	変更届
① 指定医療機関等の開設者が死亡,失そうの宣告を受けた場合 ② 指定医療機関等の開設者が当該業務を廃止した場合 ③ 指定医療機関等が生活保護法第49条の2第2項各号のいずれかに該当した場合	廃止届
① 天災・職員の辞職等により,指定医療機関等が正常に医療等を担当できない状態になったが,当該指定医療機関等の開設者が,復旧・補充等により業務の再開をする意思と能力を有する場合 ② 指定医療機関の開設者が,自己の意志により当該指定医療機関の業務を休止した場合	休止届
① 休止した指定医療機関等を再開する場合	再開届
① 他法による処分を受けた場合	処分届
① 指定医療機関の指定を辞退しようとする場合 (30日以上予告期間が必要です。)	指定辞退届

※ それぞれの所定用紙に必要事項を記載のうえ,旭川市(生活支援課医療介護係)に提出してください。

※ 歯科増設により指定医療機関の名称を変更した場合は,歯科の「指定申請書」及び「誓約書」,増設前の指定医療機関の名称の「変更届」が必要となります。

## 第2 医療扶助の申請から決定まで

要保護者等が医療扶助を受けようとする場合は、当該要保護者等は、原則として事前に旭川市（保護第1・2・3課）に対して申請をする必要があります。

ただし、急迫した状態にある場合は、申請がなくても旭川市長の職権により医療扶助が行われる場合があります。

（第2以降は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付についても、基本的に同様の扱いですが、「第8 中国残留邦人等に対する支援給付について」も参照願います。）

### 1 生活保護申請中の医療扶助申請

生活保護申請中の要保護者から医療扶助の申請があった場合

- (1) 申請者に医療要否意見書を交付し、申請者が指定医療機関に提出する。
- (2) 指定医療機関は、必要事項を記載し医療要否意見書を返送する。
- (3) 生活保護の開始を決定し、医療要否意見書により医療扶助を必要と判断した場合、医療扶助を決定する。

### 2 生活保護受給中の医療扶助申請

(1) 初診の場合（医療券がある場合）

- ア 被保護者は、保護第1・2・3課地区担当員に医療扶助の申請を行う。
- イ 医療扶助を決定した場合、地区担当員が医療券を被保護者に交付する。
- ウ 被保護者は、医療券を指定医療機関に提出し受診する。

(2) 初診の場合（休日・夜間・緊急時等で医療券がない場合）

- ア 被保護者は、指定医療機関に保護手帳を提示し受診する。
- イ 被保護者は、地区担当員に速やかに受診の状況を連絡する。
- ウ 受診の連絡後、必要性を判断し、医療扶助が決定される。
- エ 医療扶助登録後、直近の医療券発送日に生活保護法医療券が指定医療機関に発送される。（医療券の発行・発送は生活支援課医療介護係が担当する。）

医療券を持たずに受診した場合、指定医療機関からも、保護第1・2・3課地区担当員又は生活支援課医療介護係へ、保護受給の確認及び受診の連絡をしていただくと、その後の医療券発行事務等が円滑に行われますので、大変お手数ですが御協力をお願いします。

(3) 継続の場合

- ア 生活保護システム医療扶助登録の医療券発行有効期間最終月に、医療券発行と同時に医療要否意見書が発行され指定医療機関へ送付される。
- イ 指定医療機関から医療要否意見書の返送後、記載された診療見込期間により、医療券発行有効期間を更新処理する。
- ウ 更新処理により、生活保護システム医療扶助登録の有効期間が更新され、直近の医療券発送日に生活保護法医療券が指定医療機関に発送される。（医療券の発行・発送は生活支援課医療介護係が担当する。）

【例】 医療扶助登録の医療券発行有効期間最終月が6月の場合、6月の医療券発行と同時

に医療可否意見書が発行される。

この医療可否意見書に診療見込期間3か月と記載され7月定例医療券発送日までに返送された場合、7月定例医療券発送日に7月分が発送され、以後8月、9月の定例医療券発送日に医療券が発送される。

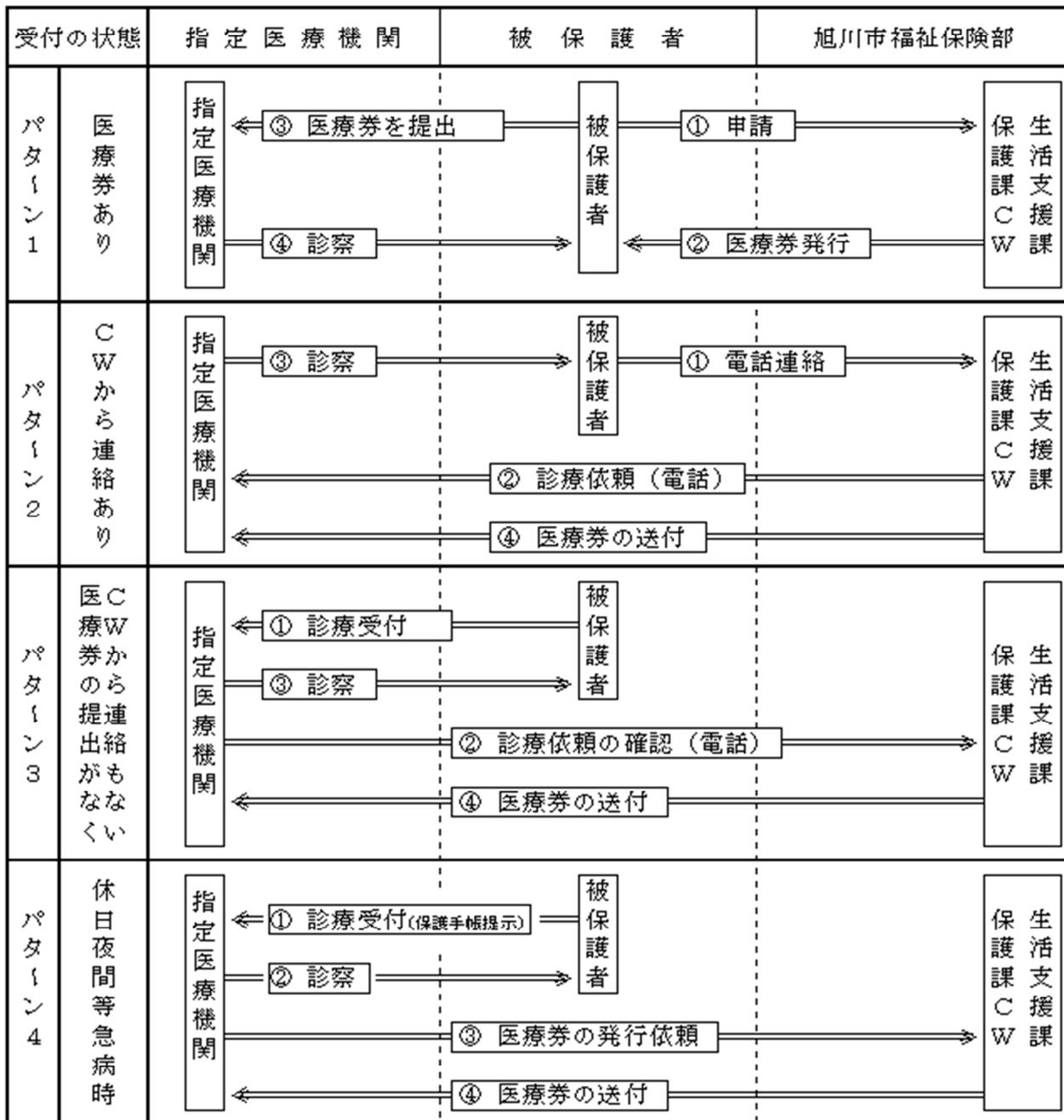
### 3 医療扶助の決定

医療扶助の決定は、医療可否意見書を嘱託医と検討し、医療の可否、他法の適用等について確認したうえで行います。

生活保護申請中の場合は、世帯の収入認定及び最低生活費の算定が行われ、所要医療費概算月額と対比して、医療扶助の決定が行われます。

医療扶助の流れ

注) CW: ケースワーカー (地区担当員)



※ 医療券を持たず、かつ地区担当員(CW)からの連絡もない被保護者が受診した場合は、担当CWが診療の事実を把握できず医療券の発行ができないことがあります。また、生活保護の廃止後に受診している可能性もあります。

このような被保護者の診療受付をされた際には、担当CWに電話で確認のうえ診察されますよう、御理解と御協力をお願いします。

《連絡先》 0166-26-1111 (市役所代表)

内線番号は市役所ホームページに掲載されている「所在地別担当係一覧表」を御覧ください。

【ホーム>くらし>健康・福祉・衛生・ペット>生活の支援>生活保護>

生活保護制度・生活困窮者向けの施策について>生活保護を受けている皆様へ>各係の担当地域】

要否意見書の徴取について

意見書の種類	医療扶助開始時				継続			
	入院		入院外		入院		入院外	
	単給	併給	単給	併給	単給	併給	単給	併給
医療要否意見書	徴取	徴取（ただし、病状の悪化等により明らかに入院医療が必要と認められ、かつ活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く。）	徴取	徴取（ただし、明らかに医療が必要と認められ、かつ活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く。）	3か月ごとに徴取	3か月ごとに徴取	3か月ごとに徴取	6か月ごとに徴取
精神病入院要否意見書	徴取	徴取			6か月ごとに徴取	6か月ごとに徴取		
治療材料給付要否意見書	徴取	徴取	徴取	徴取	そのつど徴取（ただし、消耗的なもので継続使用するものについては、6か月以内の期間ごとに徴取） （尿中糖半定量検査用試験紙は、3か月以内の期間ごと）			
施術給付要否意見書			徴取	徴取			3か月ごとに徴取（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうは6か月ごと※注）	
移送要否意見書	徴取	徴取	徴取	徴取	徴取		3か月ごとに徴取（ただし、被保護者の疾病等の状態により、3か月を超えて移送の給付を必要とすることが明らかである場合は6か月ごと）	
							（ただし、医療要否意見書等により移送を要することが明らかな場合で、かつ、移送に要する交通費等が確実に認定できる場合を除く。）	
訪問看護要否意見書			徴取	徴取			6か月ごとに徴取	

※ 保護の新規開始で医療扶助を伴う場合は、必ず事前に要否意見書が必要

※注：施術者から交付された施術報告書を確認して、施術給付要否意見書の医師同意欄に、再同意の有無を御記入ください。

## 第3 医療扶助の内容

### 1 医療扶助の範囲

医療扶助の範囲は次のとおりであり、国民健康保険及び健康保険における療養の給付と、療養費の支給の範囲を合わせたものとほぼ同じです。

なお、治療材料については「第5 医療一時扶助」を御参照ください。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

### 2 診療方針及び診療報酬

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の例によることとされていますがこれによることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（昭和34年5月6日厚生省告示第125号）により定められています。

### 3 調剤の給付

医療扶助の申請をした者から、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付について申出があった場合には、生活保護法調剤券を発行します。

指定薬局は、調剤録又は調剤済処方せんに次の事項を記入して保存してください。

- (1) 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
- (2) 生活保護法調剤券を発行した福祉事務所名
- (3) 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記載してある用量、既調剤量及び使用期間
- (4) 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤価格、調剤手数料、請求金額、社保負担額、他法負担額及び本人支払額

## 第4 診療報酬等の請求手続

### 1 診療報酬の請求

所定の様式により診療報酬明細書を作成のうえ、社会保険診療報酬支払基金に請求してください。

#### (1) 単独分（医療扶助又は医療支援給付のみ）

旭川市（生活支援課医療介護係）から発行された「生活保護法医療券・調剤券」，「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等医療券・調剤券」（以下「生活保護法等医療券・調剤券」という。）の記載事項を診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）に転記のうえ、請求してください。

#### (2) 併用分（生活保護・医療支援給付と社会保険や他の公費などの併用）

旭川市（生活支援課医療介護係）から発行された「生活保護法等医療券・調剤券」の記載事項をレセプトに転記のうえ、請求してください。

#### (3) レセプト等の資格審査

旭川市では、社会保険診療報酬支払基金から送付された審査済レセプトが、旭川市（生活支援課医療介護係）が発行した医療券・調剤券に基づく請求であるかを、データベースシステムにより審査（資格審査）しています。

審査した結果、エラーとなったものについては、過誤調整により対応する場合がありますので、御留意願います。

### 2 レセプト等の記載上の留意事項

厚生労働省が定める「診療報酬請求書等の記載要領等について」に基づき、記載してください。

### 3 生活保護法等医療券・調剤券

#### (1) 生活保護法等医療券は毎月3回（定例・追加1・追加2）発行します。

ア 定例発行 診療月中旬（毎月16日前後）に発行します。

イ 追加1回目 概ね定例発行の翌週（毎月23日前後）に発行します。

ウ 追加2回目 診療月翌月1日（土・日・祝日等の場合は変更あり。）に発行します。

エ 即時発行 医療扶助の決定がなされた場合に随時発行します。

#### (2) 生活保護法等調剤券は、即時発行分を除き、毎月1回発行します。

発行日は、診療月翌月1日（土・日・祝日等の場合は変更あり。）で、医療券の追加2回目と同日に発行します。

#### (3) 生活保護法等医療券及び調剤券の発行日程は、年度初めに指定医療機関及び指定薬局に送付します。

#### (4) 受給者番号

生活保護法等医療券・調剤券からレセプトに転記する受給者番号は、健康保険の保険証と異なり、完全な固定制ではありません。

生活保護法等医療券・調剤券を確認のうえ正しい受給者番号を記入し、診療報酬を請求されるようお願いします。

(5) 診療報酬請求後の生活保護法等医療券・調剤券の管理

生活保護法等医療券・調剤券は、診療報酬請求後も旭川市（生活支援課）における審査が終了するまでの間、指定医療機関等において保管してください。

なお、保管を要しなくなった生活保護法等医療券・調剤券については、被保護者の個人情報保護のため、指定医療機関等の責任において処分してください。

(6) 当該月に診療がない場合、送付された不要な生活保護等医療券・調剤券は旭川市（生活支援課医療介護係）に返送くださるか、同封の不要券連絡票にてお知らせくださるようお願いいたします。

#### 4 診療報酬請求権の消滅時効

指定医療機関が行う診療報酬の請求の時効年限は、改正民法（令和2年4月1日施行）第166条の規定により権利を行使できることを知った時から5年となりました。

消滅時効の起算点となる「権利を行使できることを知った時」とは、通常の場合、診療日の属する月の翌月1日です。（生活保護法等医療券・調剤券の発行遅延等の理由により請求できない場合を除く。）

## 第5 医療一時扶助

### 1 治療材料の給付

治療材料の給付については、次に掲げる材料の範囲において、必要最小限度の機能を有するものの現物給付を原則とします。（活用できる他法がある場合には、そちらを優先します。）

#### (1) 給付方針・費用

ア 国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血は、その例により現物給付する。

費用は、国民健康保険の療養費の例の範囲内とする。

イ 義肢、装具、眼鏡、歩行補助つえ（つえを除く。）については、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付により支給する。費用は、原則として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「総合支援法」という。）の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）の別表に定める額の100分の106に相当する額（国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人の設置する補装具製作施設に委託する場合の費用については、更に100分の95を乗じた額）を限度とする。

ウ 尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器、ネブライザー、収尿器、ストーマ装具若しくは歩行補助つえ（つえに限る。）については、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付により支給する。

費用は、当該材料の購入、貸与又は修理に必要な最小限度の実費とする。

エ 上記ア～ウ以外の材料については、それを治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限り、原則として現物給付により支給する。

費用は、最低限度の実費とする。

※ 義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具及び歩行補助つえについては、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限る。

※ 尿中糖半定量検査用試験紙は、現に糖尿病患者であって、医師が食事療法に必要と認めた場合に限る。

※ 吸引器は、喉頭腫瘍で喉頭を摘出した患者等の気管内に分泌物が貯留し、その自力排泄が困難な者を対象とし、病状が安定しており、社会復帰の観点から吸引器使用による自宅療養のほうがより効果的であり、当該材料を給付しなければ、吸引器による処置のために入院が必要である場合に限る。

※ ネブライザーは、呼吸器等疾病に罹患し社会復帰の観点から当該材料の使用による在宅療養がより効果的である者であって、当該材料を給付しなければ、ネブライザーによる処置のために入院が必要である場合に限る。

#### (2) 給付事務の流れ

ア 被保護者から治療材料の申請があった場合、旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員が指定医療機関へ給付可否意見書を発行する。

イ 担当医師が適当と認めた場合、その旨が給付可否意見書に記載され、次に治療材料業

- 者で治療材料の見積りを行う。
- ウ 担当医師，治療材料業者にて必要事項が記載され旭川市（保護第1・2・3課）に返送された給付可否意見書について，旭川市（生活支援課医療介護係）で見積額等について基準内であること等の確認をする。
  - エ その後，囑託医の確認を経て，地区担当員に給付可否意見書が返戻される。
  - オ 給付可否意見書が返戻された後，地区担当員が治療材料券を発行するための生活保護システム入力処理を行う。
  - カ 生活支援課医療介護係にて治療材料券を発行（月3回）し，地区担当員を通して被保護者に治療材料券が交付される。
  - キ 被保護者は治療材料券を持参し，治療材料業者で治療材料を作成してもらい，治療材料を受領した際に裏面に受領印を押印する。
  - ク 治療材料業者は，請求書に必要事項を記載し治療材料券を添付のうえ，生活支援課医療介護係に治療材料費の請求をする。
  - ケ 請求があった治療材料費について，生活支援課医療介護係で請求額等の確認をし，基準内（見積額内）であれば治療材料費精算処理を行う。
  - コ 精算処理が行われた治療材料費は，生活支援課医療介護係において毎月末に一括して締め処理を行い，治療材料費の現物給付処理を行う。
  - サ 治療材料費は，治療材料業者の指定する口座へ振込をする。

## 2 移送費の給付

### (1) 給付方針

移送の給付については，事前に給付可否意見書（移送）の提出を求めその可否を判断し，傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によったものとして算定される最小限度の実費とします。

移送費支給の際には，生活保護法による移送費支給申請書に通院証明が必要になりますので，患者から依頼があった場合は御協力をお願いします。

### (2) 給付の範囲

アからクまで掲げる場合において給付を行います。

受診する医療機関については，原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限られます。（ただし，対応困難な場合は，専門的治療の必要性等を勘案し，適切な医療機関への受診が認められます。）

- ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で，当該受診に係る交通費が必要な場合
- イ 被保護者の傷病，障害等の状態により，電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合
- ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合
- エ 医師の往診等にかかる交通費又は燃料費が必要となる場合
- オ 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合
- カ 離島等で疾病にかかり，又は負傷し，その症状が重篤であり，かつ，傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため，必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合
- キ 移動困難な患者であって，患者の症状からみて，当該医療機関の設備等では十分な診療ができず，医師の指示により緊急に転院する場合

ク 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）

### （3）給付事務の流れ

給付に当たっては、患者からの事前申請や領収書等の提出が必要です。

給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、保護第1・2・3課において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を決定します。（ただし、医療可否意見書等により移送を要することが明らかな場合であって、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付可否意見書（移送）は必要ありません。

患者本人の通院移送費等は、医療機関に押印していただいた通院証明や領収書等を確認し、保護第1・2・3課地区担当員が決定処理を行い、本人に金銭支給されます。

その他の移送費については、医療機関等からの請求に基づく医療現物支給として、医療機関等の指定する口座に振込をします。

## 第6 指定医療機関に対する指導及び検査

### 1 指定医療機関に対する指導

旭川市では指定医療機関に対し、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として、一般指導及び個別指導を行っています。

#### (1) 一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により実施します。

一般指導は、原則として、全ての指定医療機関が対象ですが、周知徹底を図る内容に応じて、一部の指定医療機関が選定される場合もあります。

#### (2) 個別指導

個別指導は、指導の対象となる指定医療機関において個別に面接懇談方式により行いますが、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者に一定の場所に集合していただいで実施する場合があります。

指導の実施に当たっては、円滑な運営を図るため旭川市医師会と連絡調整を行い、努めて診療に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定医療機関に文書で通知しますので、御協力をお願いします。

### 2 指定医療機関に対する検査

旭川市では指定医療機関に対し、被保護者に係る診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底し、医療扶助の適正な実施を図ることを目的として、次のいずれかに該当する場合に検査を行います。

- (1) 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (2) 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (3) 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき
- (4) 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき

検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書）と診療録（調剤録）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。また、必要に応じ被保護者についての調査も併せて行います。

検査の実施に当たっては、円滑な運営を図るため旭川市医師会と連絡調整を行い、努めて診療に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定医療機関に文書で通知します。

### 3 検査後の措置等

検査の結果は、後日、文書によって通知されます。

行政措置	事 案
指定取消 又は 効力停止	(1) 故意に不正又は不当な診療を行ったもの (2) 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの (3) 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの (4) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの
戒 告	(1) 重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの (2) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの (3) 軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの (4) 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの
注 意	(1) 軽微な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの (2) 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

検査の結果、診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、支払基金へ連絡して今後支払う予定の診療報酬から、これを控除します。（翌月以降において、控除すべき診療報酬がない場合は返還を求めます。）

なお、指定取消、効力停止の処分に該当する認められた場合には、検査終了後、当該指定医療機関に対し聴聞又は弁明の機会の付与を行います。

### 4 医療保護施設等の取扱い

前記1から3までに定めるところは、医療保護施設、指定施術機関及び指定助産機関について準用します。

なお、医療保護施設が指定医療機関に対する取消しの事項に該当するときは、生活保護法第45条の規定に基づく改善命令を行います。

## 第7 指定医療機関へのお願い

### 1 主治医訪問

生活保護制度は、最低生活の保障とともに自立の助長を図ることを目的としています。

このため、被保護者の疾病に係る自立助長の指導援助のため、地区担当員が主治医を訪問し病状や療養上の注意事項等意見をいただき、被保護者の適切な処遇を図ることとしています。

主治医訪問においては、診療の妨げや過重な負担とならないよう、訪問日程等を配慮いたしますことと、平成15年度から地区担当員との面談ではなく文書による回答を希望される場合、主治医訪問に代えて文書照会を行う方法も導入しておりますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、主治医にお伺いする内容はおおむね次のとおりです。

- (1) 病名と診療開始日
- (2) 病状及び所見
- (3) 通院状況等（必要通院日数、通院日数、療養態度等）
- (4) 就労の可否とその程度
- (5) 他法の活用（身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の可能性、障害年金受給の可能性、総合支援法第58条該当の可能性、介護認定該当疾病等）
- (6) その他、保護実施上必要な事項

### 2 頻回受診者適正受診指導

外来患者のうち、同一傷病で、同一月内に、同一診療科目を15日以上受診し、前2か月を含め通院日数が合計40日以上になる者を頻回受診対象者として、適正受診指導のために主治医の意見を求めることが厚生労働省により定められています。

頻回受診者適正受診指導に係る主治医意見は、指定医療機関と旭川市（生活支援課、保護第1・2・3課）の事務軽減を図るため、文書による照会を基本といたしますので御理解と御協力をお願いします。

### 3 医療扶助における転院を行う場合の対応

他の自治体において転院の必要性に係る福祉事務所の検討が不十分なまま患者が転院し、転院の都度、同種の診療報酬が算定されているなどの実態が発生していたこと等に鑑み、転院を行う場合については、指定医療機関に連絡を求めることが厚生労働省により定められました。

旭川市（保護第1・2・3課）においては、原則として事前に、被保護者の転院の理由等について「転院事由発生連絡票」により、連絡していただくようにしておりますので、御理解と御協力をお願いします。

### 4 180日を超えて入院している長期入院患者の取扱い

入院期間が180日を超えるすべての患者について、180日ごとに嘱託医、主治医の意見を確認し、入院継続の必要性を検討するよう厚生労働省により定められています。

この病状把握のための主治医意見の確認については、文書による照会を基本としていますの

で、御理解と御協力をお願いします。

また、このうち、入院医療の必要性は低いですが、患者側の事情により入院期間が180日を超え、入院基本料が保険外併用療養費化され患者負担が生じるも、いかなる方法によっても退院後の受入先の確保が困難で、真にやむを得ないと判断される被保護者については、退院後の受入先が確保されるまでの間、患者負担分を医療扶助により公費負担（例外的給付）します。

例外的給付をする際には、当該患者の病状把握のため主治医意見を求めることが厚生労働省により定められていますが、この病状把握についても文書による照会を基本としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

#### 【例外的給付の方法】

例外的給付が発生した患者ごとに暦月単位で「長期入院患者に係る診療報酬請求書」を送付します。

この請求書により、旭川市（生活支援課医療介護係）に請求していただくことで、患者負担部分のみ、指定医療機関の指定する口座に直接振込みをします。

保険対象部分は、通常どおり社会保険診療報酬支払基金に請求してください。

## 5 向精神薬の不適切な重複処方への解消

複数の医療機関から重複して向精神薬を処方されている被保護者について、その処方の適否を主治医、嘱託医に確認し、不適切と判断される被保護者に対しては、処方の一本化など適正化のための指導を行います。適正受診に向けた改善指導を実施するためには、主治医等医療機関の協力が不可欠でありますので、御理解と御協力をお願いします。

## 6 検診命令

旭川市（保護第1・2・3課）では、要保護者の健康状態等を確認するため、検診を受けることを命ずる場合があります。

要保護者には検診命令書を交付し、それを提示し検診を受けるよう命じます。

検診結果については、旭川市（保護第1・2・3課）から送付する検診書に必要事項を記載し、検診料請求書とともに返送してください。

なお、検診を命ずる場合は次のとおりです。

- (1) 保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき
- (2) 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき
- (3) 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき
- (4) 現に医療扶助による給付を受けている者につき、当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき
- (5) 介護扶助の実施に当たり、医学的判断を要するとき
- (6) 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき
- (7) 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき
- (8) その他保護の決定実施上必要と認められるとき

## 7 文書料

検診命令等において、検診結果を所定の様式（検診書）以外の書面により作成する必要がある場合は、検診料請求書により、次の範囲内で文書料を請求することができます。

- (1) 総合支援法第58条の公費負担申請に係る文書料（3,000円）
- (2) 障害の認定に係る文書料（6,090円）
- (3) 特定医療費（難病）の申請に係る文書料（5,000円）  
及び添付資料（1,000円）
- (4) 要介護等認定に係る主治医意見書料は、介護保険により定められた額
- (5) その他一般の文書料（4,720円）

## 8 後発医薬品の使用原則化について

生活保護法が改正され、平成30年10月から、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、次のとおり、原則として後発医薬品を使用していただくことになりました。

- (1) 被保護者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、原則として（※）後発医薬品を使用（又は処方）するようお願いします。  
※ 例外として先発医薬品が処方されるのは、後発医薬品の在庫がない場合と、後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
- (2) この取扱いは、医師の処方に関する判断をしるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、先発医薬品を使用（又は処方）することが可能です。
- (3) 一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、御留意ください。

## 9 他法他施策の活用

生活保護の補足性の原理により、障害者総合支援法、感染症法等、活用すべき他法他施策がある場合、生活保護に優先して活用をします。

医療扶助受給者の病状がこれらに該当する場合は、診断書の作成等申請手続について、御協力をお願いします。

（活用を図るべき他法の例）

児童福祉法

障害者総合支援法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

公害健康被害の補償等に関する法律

健康保険法

労働者災害補償保険法

介護保険法

戦傷病者戦没者遺族等援護法  
自動車損害賠償保障法  
母子保健法  
学校保健安全法  
難病医療法

## 第8 中国残留邦人等に対する支援給付について

平成20年4月1日から、中国残留邦人等（権太残留邦人を含む。）に対する新たな支援策が実施されています。

この支援策の対象となった中国残留邦人等は、生活保護受給者と同様の方法で受診することになりますが、給付は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（以下「支援法」という。）に基づき、医療支援給付金（生活保護の医療扶助とは異なる）からの取扱いとなりますので、医療請求等に当たっては、次の内容に留意して行ってくださいますようお願いいたします。

- 1 支援法に基づく医療機関の指定については、生活保護法の指定と同時に受けていただくこととなっています。（申請書は同時に指定を受ける様式になっています。）
- 2 医療券の交付等については、原則旭川市（生活支援課医療介護係）と医療機関の間で直接手続を行います。
- 3 患者本人は医療券を持参しないことから、指定医療機関の窓口で本人確認を行う必要があるため、支援給付を受給していることを証明する「本人確認証」の提示を求め、受診させていただきます。
- 4 「本人確認証」の提示を受けた際は、地区担当員まで連絡願います。（連絡の際には、「中国残留邦人等の支援法対象者の受診」である旨お知らせ願います。）  
生活保護法医療券発行日程に従い、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等医療券」を送付します。
- 5 診療報酬の支払い審査業務については生活保護と同様、医療支援給付についても社会保険診療報酬支払基金で行います。  
公費負担者番号、受給者番号については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等医療券」にて確認願います。

## 生活保護法（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（医療扶助）

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察

二 薬剤又は治療材料

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

（報告、調査及び検診）

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3 第1項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな

い。

- 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(医療扶助の方法)

第34条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
- 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができることを認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。
- 4 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217条）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第55条第1項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- 5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(医療機関の指定)

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第49条の3 第49条の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第68条第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第51条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、

指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。  
(報告等)

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。  
(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

- 2 第49条の2第1項、第2項（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。）及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第4号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第1号から第3号まで及び第5号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機

関」と、同項第6号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項7号から第9号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第54条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等をむ。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療保護施設への準用）

第55条の2 第52条及び第53条の規定は、医療保護施設について準用する。

（告示）

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
- 二 第50条の2（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第51条第1項（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第51条第2項（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

（大都市等の特例）

第84条の2 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

## 生活保護法施行令（抄）

（政令で定める機関）

第4条 法第49条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

(法第49条の2第2項第3号に規定する政令で定める法律)

第4条の2 法第49条の2第2項第3号(同条第4項(法第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。),法第49条の3第4項,第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法律は,次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 二 あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 三 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 四 医師法(昭和23年法律第201号)
- 五 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 六 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 七 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 八 医療法(昭和23年法律第205号)
- 九 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 十一 社会福祉法
- 十二 医療品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 十三 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 十四 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 十五 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 十六 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 十八 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 二十一 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 二十三 高齢者虐待の防止,高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 二十四 就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 二十五 障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 二十六 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 二十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 二十八 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
- 二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 三十 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 三十一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)

三十二 臨床研究法（平成29年法律第16号）

（法第51条第2項第8号に規定する政令で定める法律）

第4条の3 法第51条第2項第8項（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用する場合を含む。）

三 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律

四 栄養士法

五 医師法

六 歯科医師法

七 保健師助産師看護師法

八 歯科衛生士法

九 医療法

十 身体障害者福祉法

十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

十二 社会福祉法

十三 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

十四 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律

十五 薬剤師法

十六 老人福祉法

十七 理学療法士及び作業療法士法

十八 柔道整復師法

十九 社会福祉士及び介護福祉士法

二十 義肢装具士法

二十一 介護保険法

二十二 精神保健福祉士法

二十三 言語聴覚士法

二十四 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）

二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

二十六 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

二十七 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十八 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律

二十九 子ども・子育て支援法

三十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

三十一 国家戦略特別区域法（第12条の4第7項の規定に限る。）

三十二 難病の患者に対する医療等に関する法律

三十三 公認心理師法

三十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

三十五 臨床研究法

（指定医療機関の指定の更新に関する読替え）

第4条の4 法第49条の3第4項の規定により健康保険法第68条第2項の規定を準用する場  
合においては，同項中「保険医療機関（第65条第2項の病院及び診療所を除く。）又は保険  
薬局」とあるのは「生活保護法第50条第1項に規定する指定医療機関」と，「前項」とある

のは「同法第49条の3第1項」と、「同条第1項」とあるのは「同法第49条の2第1項」と読み替えるとする。

(医療に関する審査機関)

第5条 法第53条第3項（法第55条の2において準用する場合を含む。）に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会とする。

(出産扶助等に関する読替え)

第7条 法第55条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項	病院若しくは診療所又は薬局の開設者	助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師
第49条の2第2項第8号	医療	助産又は施術
第49条の2第3項	病院若しくは診療所又は薬局	助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師
第49条の2第3項第1号	医療	助産又は施術
第49条の2第3項第2号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	医療を	助産又は施術を
第50条	の医療	の助産又は施術
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号	第49条の2第2項第2号又は第3号
第51条第2項第5号	診療録	助産録
第51条第2項第9号	医療に	助産又は施術に
第54条第1項	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	診療録	助産録

## 生活保護法施行規則（抄）

(指定医療機関の指定の申請)

第10条 法第49条の2第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第6項の規定により申請を行う場合にあつ

ては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地

二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名

三 病院又は診療所にあつては保険医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)である旨、薬局にあつては保険薬局(同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。)である旨

四 法第49条の2第2項第2号から第9号まで(同条第4項(法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。)、第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する旨(以下「誓約事項」という。)

五 その他必要な事項

2 法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所(生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)第4条各号に掲げるもの(以下「指定訪問看護事業者等」という。)を含む。)又は薬局の開設者は、次に掲げる事項(第六項の規定により申請を行う場合にあつては、第7号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地(指定訪問看護事業者等にあつては、当該指定に係る訪問看護ステーション等(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業(以下「指定訪問看護事業」という。)又は当該指定に係る居宅サービス事業(以下「指定居宅サービス事業」という。)若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業(以下「指定介護予防サービス事業」という。)を行う事業所をいう。以下同じ。)の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地

二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地

三 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その開設者の氏名

四 指定訪問看護事業者等にあつては、その開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称

五 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その管理者の氏名

六 指定訪問看護事業者等にあつては、その管理者の氏名、生年月日及び住所

七 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨

八 誓約事項

九 その他必要な事項

3 法第49条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣による指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第1項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

4 法第49条の3第1項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者(指定訪問看護事業者等を除く。)は、第2項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 法第49条の3第1項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする指定訪問看護事業者等は、第2項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間満了日を記

載した申請書又は書類を、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による申請（第2項の規定による申請のうち指定訪問看護事業者等に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第65条第1項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとする場合には、当該指定の申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局（地方厚生局又は地方厚生支局に分室がある場合においては当該分室。以下「地方厚生局等」という。）を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）第3条第2項に規定する申請書により行うものとする。

（法第49条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第10条の2 法第49条の2第2項第4号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第54条第1項（第54条の2第4項において準用する場合も含む。）その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第10条の3 法第49条の2第2項第6号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、法第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第54条第1項（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設）

第10条の4 法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（厚生労働省で定める指定医療機関）

第10条の5 法第49条の3第4項で準用する健康保険法第68条第2項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第64条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第64条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

（指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等）

第10条の8 法第55条第2項において準用する第49条の2第1項の規定により指定助産機

関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下「施術者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）
- 二 誓約事項
- 三 その他必要な事項

2 前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない。

（標示）

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場合の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（変更等の届出）

第14条 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（指定訪問看護事業者等を含む。）又は薬局にあつては第10条第2項各号（第8号を除く。）に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第10条の6第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項（次項第1号において「届出事項」という。）とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
- 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。

4 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第1項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、

第120条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退）

第15条 法第51条第1項（法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第79条第1項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第10条第1項の規定による申出に係る書面に併記して行うものとする。

（診療報酬の請求及び支払）

第17条 都道府県知事が法第53条第1項（法第55条の2において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36条）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

## 指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日	厚生省告示第222号
改正 昭和26年	厚生省告示第193号
平成6年	厚生省告示第310号
平成12年	厚生省告示第213号
平成14年	厚生労働省告示第40号
平成14年	厚生労働省告示第323号
平成18年	厚生労働省告示第296号
平成20年	厚生労働省告示第170号
平成22年	厚生労働省告示第144号
平成25年	厚生労働省告示第385号
平成26年	厚生労働省告示第223号
平成27年	厚生労働省告示第195号
平成30年	厚生労働省告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項に規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

### 指定医療機関医療担当規程

（指定医療機関の義務）

第1条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規程の定めるところより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に關し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二 患者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

## 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和34年5月6日	厚生省告示第125号
改正 昭和48年	厚生省告示第39号
昭和58年	厚生省告示第34号
昭和59年	厚生省告示第170号
昭和63年	厚生省告示第11号
昭和63年	厚生省告示第111号
平成6年	厚生省告示第311号
平成7年	厚生省告示第27号
平成12年	厚生省告示第212号
平成12年	厚生省告示第250号
平成12年	厚生省告示第465号
平成14年	厚生労働省告示第129号
平成14年	厚生労働省告示第324号
平成18年	厚生労働省告示第589号
平成20年	厚生労働省告示第171号
平成27年	厚生労働省告示第195号
平成28年	厚生労働省告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第52条第2項（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和25年8月厚生省告示第212号）は、昭和33年12月31日限り廃止する。

### 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費

用の額は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。

4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。

5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。

6 指定医療機関が健康保険の保健医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項（同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。）の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村（特別区を含む。）の区域に居住地（生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあつては所在地とし、同条第3項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は所在地とする。）を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定の例による。

7 指定医療機関がそれぞれの指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め）若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第6

項の規定は、これを適用しない。

## 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抄）

（目的）

第1条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
  - 二 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
- 2 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、法務大臣及び外務大臣と協議しなければならない。
- 3 この法律において「特定配偶者」とは、第13条第2項に規定する特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者をいう。
- 4 この法律において「永住帰国」とは、本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう。
- 5 この法律において「一時帰国」とは、親族の訪問、墓参りその他の厚生労働省令で定める目的で本邦に短期間滞在するために本邦に帰国することをいう。

（支援給付の実施）

第14条 この法律による支援給付（以下「支援給付」という。）は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付

#### 四 介護支援給付

##### 五 その他政令で定める給付

- 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該特定配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）は、この限りでない。
- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。
- 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。
- 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。